

# 大気汚染防止法による アスベスト規制の概要について

---

三重県 環境生活部 環境共生局 大気・水環境課

# 次第

---

- 1 大気汚染防止法の改正(令和2年6月)について
- 2 事前調査の方法について
- 3 事前調査結果の報告について
- 4 石綿除去作業にあたっての留意事項
- 5 その他

# 1 大気汚染防止法の改正(令和2年6月)について

令和2年6月に大気汚染防止法  
(以下、「大防法」という。)が改正



大防法に基づく  
アスベスト規制が強化

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。



## 規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大<sup>※1</sup>します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。



## 罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。



## 事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者<sup>※2</sup>」による事前調査の実施を義務付けます。(施行:令和5年10月~)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等<sup>※3</sup>が事前調査結果を都道府県等<sup>※4</sup>へ報告することを義務付けます。(施行:令和4年4月~)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存<sup>※5</sup>することを義務付けます。



## 作業記録の作成・保存

- ✓ 必要な知識を有する者<sup>※6</sup>による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存<sup>※7</sup>を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。  
※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者  
※3 元請事業者または自主施工者  
※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。  
※5 解体等工事終了後3年間保存  
※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者  
※7 解体等工事終了後3年間保存

# 大気汚染防止法の改正事項と施行日

規制内容		令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月		
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制		改正大気汚染防止法の公布	改正大気汚染防止法施行令（政令）・施行規則（省令）の公布	周知	令和3年4月施行		
				周知			
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化			周知	令和3年4月施行		
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">建築物</span>			周知、者の育成		令和5年10月 施行	
	事前調査結果の記録の 作成、保存			周知			
	事前調査結果の控えの 現場への備え置き			周知			
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告			周知、システム整備		令和4年4月施行	
隔離をともなう作業での 石綿漏えいの有無の確認				周知	令和3年4月施行		
適切に行われたことの確認	知識を有する者による 取り残しの有無の確認			周知			
	作業の記録			周知			
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存	周知					
	作業結果の発注者への 書面での報告、記録	周知					
直接罰の適用		周知					
罰則の対象の拡大		周知					

令和8年1月  
施行 工作物

令和5年6月に公布  
工作物における調査者 追加

環境省HPから引用

# 1 大気汚染防止法の改正（令和2年6月）について

調査を適切に行うために必要な知識を有する者による事前調査の義務化

建築物石綿含有建材調査者等：令和5年10月1日～

工作物石綿事前調査者：令和8年1月1日～

## 事前調査を行うことができる者

- ①特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ②一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）<sup>※3</sup>
- ④令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



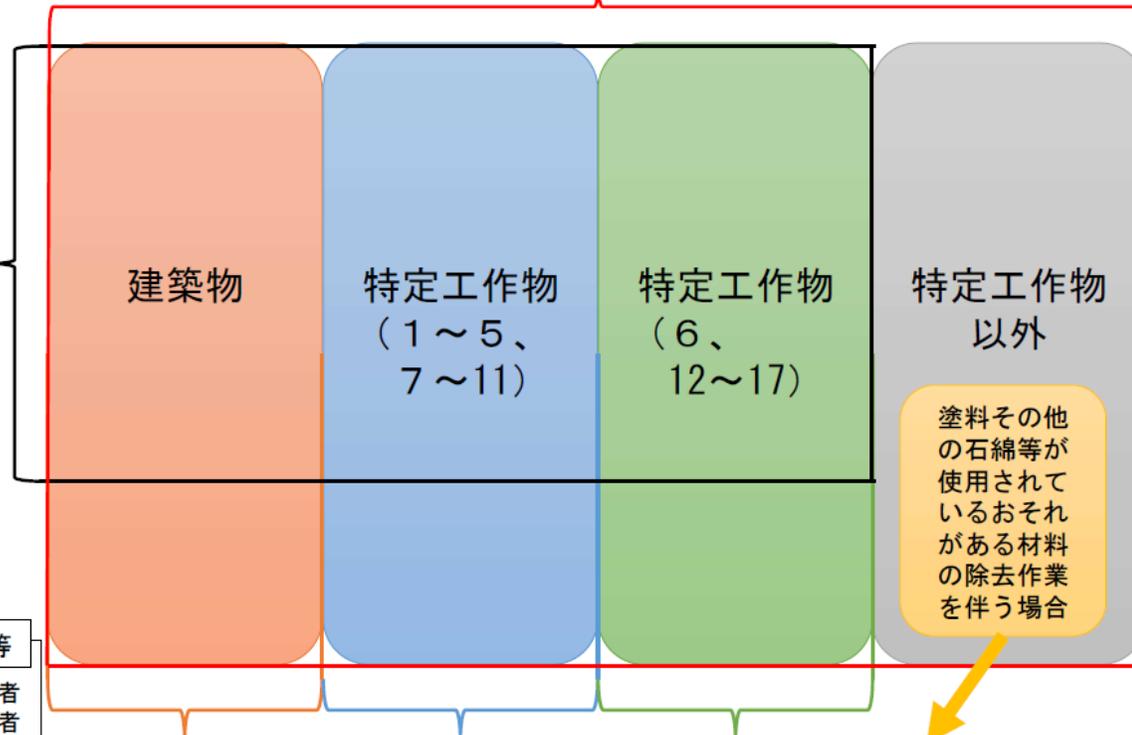
工作物石綿事前調査者

※一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の内部のみ  
事前調査を行うことができます。

# 1 大気汚染防止法の改正（令和2年6月）について

すべての建築物等の解体等工事において 事前調査が必要

一定規模以上の建築物、  
特定工作物に係る解体  
等工事において、事前  
調査結果の報告が必要



特定工作物（環境大臣が定める工作物）

- 1：反応槽
- 2：加熱炉
- 3：ボイラー及び压力容器
- 4：配管設備
- 5：焼却設備
- 7：貯蔵設備
- 8：発電設備
- 9：変電設備
- 10：配電設備
- 11：送電設備

- 6：煙突
- 12：トンネルの天井板
- 13：プラットホームの上家
- 14：遮音壁
- 15：軽量盛土保護パネル
- 16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 17：観光用エレベーターの昇降路の囲い

※番号は、「特定建築材料が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定める工作物」（令和2年10月環境省告示第77号）の号番号

建築物石綿含有建材調査者等

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができる。

建築物石綿含有  
建材調査者等  
による調査が必要  
(R5.10.1～)

工作物石綿事前  
調査者による調  
査が必要  
(R8.1.1～)

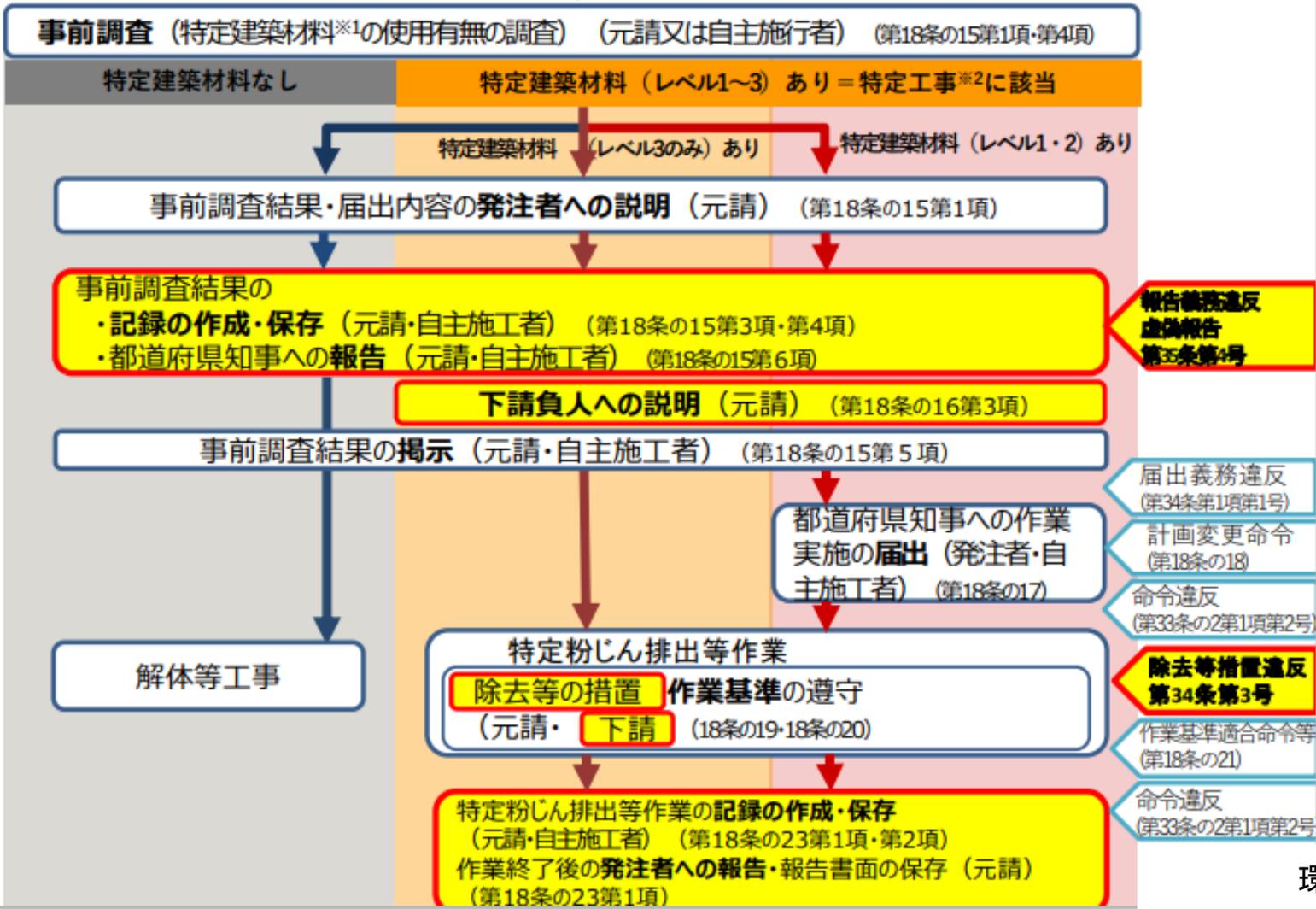
建築物石綿含有建材調査者等  
又は工作物石綿事前調査者  
による調査が必要  
(R8.1.1～)

# 解体等工事に係る規制の概要

※1 特定建築材料: 吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)  
 ※2 特定工事: 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

発注

<凡例>  
 赤枠: 令和2年6月改正後



環境省HPから引用

# 解体等工事に係る規制の概要

※1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)

※2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

発注

<凡例>

青枠：現行制度

赤枠：改正

事前調査（特定建築材料<sup>※1</sup>の使用有無の調査）（元請又は自主施工者）（第18条の15第1項・第4項）

特定建築材料なし

特定建築材料（レベル1～3）あり＝特定工事<sup>※2</sup>に該当

特定建築材料（レベル3のみ）あり

特定建築材料（レベル1・2）あり

事前調査結果・届出内容の発注者への説明（元請）（第18条の15第1項）

事前調査結果の

・記録の作成・保存（元請・自主施工者）（第18条の15第3項・第4項）

・都道府県知事への報告（元請・自主施工者）（第18条の15第6項）

報告義務違反  
虚偽報告  
第35条第4号

下請負人への説明（元請）（第18条の16第3項）

事前調査結果の揭示（元請・自主施工者）（第18条の15第5項）

届出義務違反  
（第34条第1項第1号）

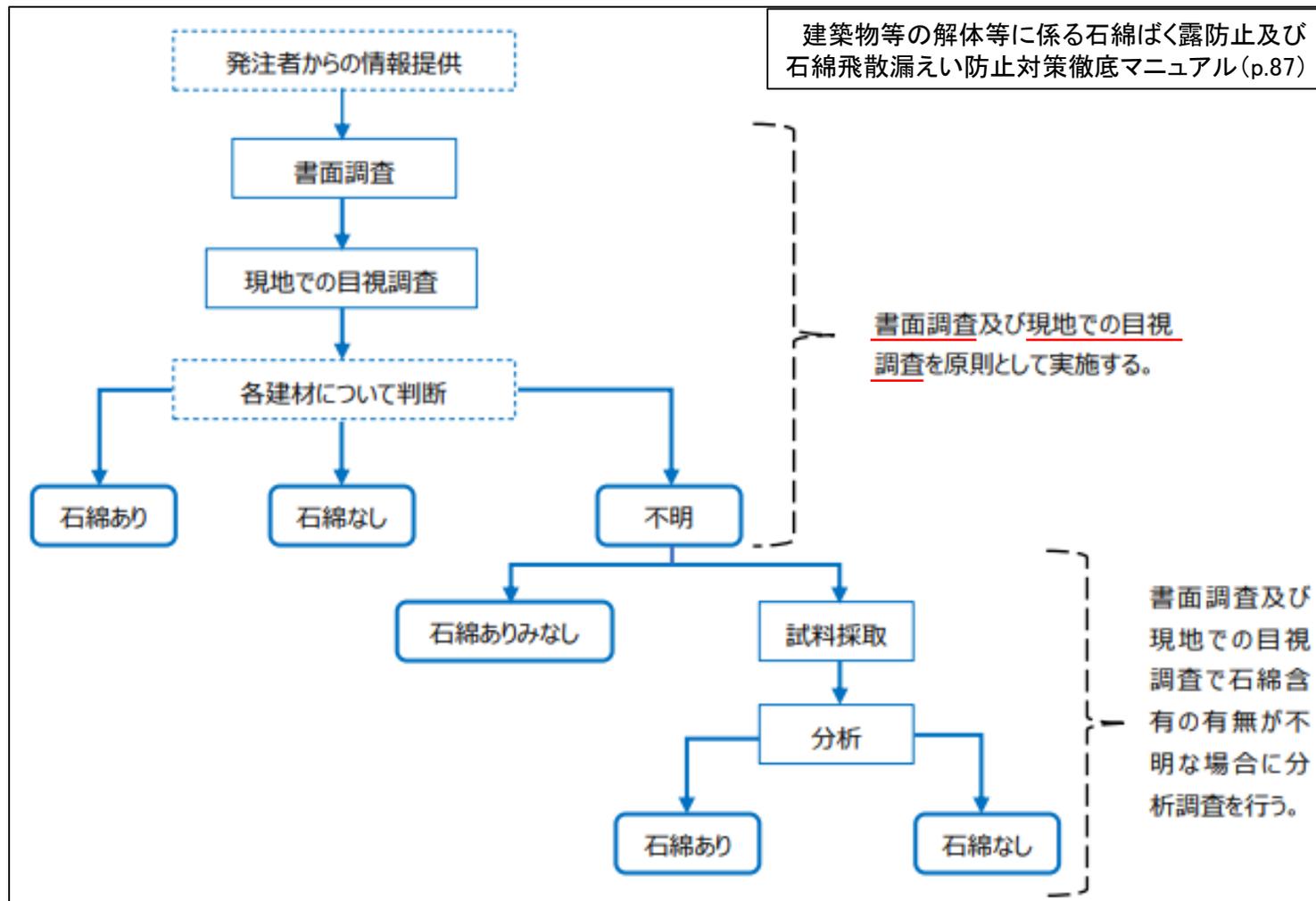
環境省HPから引用

# 2 事前調査の方法について

(大防法第18条の15第1項)

解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

事前調査の概念図



## 2 事前調査の方法について

### ○書面調査

- ・設計図書等により、解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日、使用されている建築材料の種類を確認。
  - ・使用されている建築材料のうち石綿が使用されている可能性があるものについて、石綿(アスベスト)含有建材データベース (<https://www.asbestos-database.jp/>) 等を使用して石綿の含有の有無を確認。
- ※ただし、石綿(アスベスト)含有建材データベースに記載がないことをもって石綿含有無しと判断してはならない。



### ○現地での目視調査

- ・解体等工事に係る建築物等において設計図書と異なる点がないか、現地で建築材料に印字されている製品名や製品番号等を網羅的に確認し、特定建築材料に該当する可能性のある建築材料を特定する。
- ・書面調査及び現地での目視調査で石綿含有の有無が把握できず、分析調査を行う場合は、現地で当該建材を採取する。

※詳細は、建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル付録「事前調査の方法」を参照してください。

## 2 事前調査の方法について

---

段階的に石綿含有製品は規制されてきた。

⇒過去の「無石綿製品」が、現在では石綿含有製品となる場合があることに注意！

昭和50(1975)年  
石綿を5重量%を超えて含有する吹付け作業の原則禁止

平成7(1995)年  
石綿を1重量%を超えて含有する吹付け作業の原則禁止

平成18(2006)年  
石綿を0.1重量%を超える製品の輸入、製造等が全面禁止

## 2 事前調査の方法について

### 【令和2年11月30日施行通知】

除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等の石綿が含まれていないことが明らかなるものであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれがない作業等

解体等工事に該当しないため、事前調査も不要

解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合

特定建築材料の有無の目視による調査、調査者等による調査は不要

## 2 事前調査の方法について

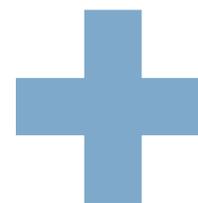
調査を適切に行うために必要な知識を有する者による事前調査の義務化

建築物石綿含有建材調査者等：令和5年10月1日～

工作物石綿事前調査者：令和8年1月1日～

### 事前調査を行うことができる者

- ①特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ②一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）<sup>※3</sup>
- ④令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



工作物石綿事前調査者

※一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の内部のみ  
事前調査を行うことができます。

## 2 事前調査の方法について

### 右記の機関にて講習実施

※講習実施状況等は、石綿ポータルサイト(厚生労働省)や講習登録機関のウェブサイトを参考にしてください。

#### ■ 北陸・東海エリア

富山： 一般社団法人 富山県労働基準協会  
建設業労働災害防止協会 富山県支部

石川： 公益社団法人 石川県労働基準協会連合会  
建設業労働災害防止協会 石川支部

福井： 建設業労働災害防止協会 福井県支部  
公益社団法人 福井県労働基準協会

愛知： 建設業労働災害防止協会 愛知県支部  
中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター  
公益社団法人 愛知労働基準協会  
名古屋東労働基準協会  
一般社団法人 刈谷労働基準協会

岐阜： 公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会  
建設業労働災害防止協会 岐阜県支部

三重： 一般社団法人 三重労働基準協会連合会  
建設業労働災害防止協会 三重県支部

静岡： 建設業労働災害防止協会 静岡県支部  
公益社団法人 静岡県労働基準協会連合会  
職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会

石綿ポータルサイト(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>)より

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

沖縄： 建設業労働災害防止協会 沖縄県支部

#### ■ 複数県エリア

一般財団法人 日本環境衛生センター  
〔全国(主要地域)〕

一般社団法人 環境科学対策センター  
〔北海道、青森、宮城、秋田、新潟、石川、長野、愛知、東京、神奈川、大阪、広島、岡山、愛媛、福岡、熊本、沖縄〕

株式会社 安全教育センター  
〔青森、岩手、秋田、宮城、福島、東京、大阪〕

住建センター株式会社〔全国〕

一般社団法人 企業環境リスク解決機構  
〔北海道、宮城、富山、千葉、東京、埼玉、神奈川、静岡、愛知、大阪、岡山、広島、福岡、その他全国主要地域〕

株式会社 建設業安全推進協会  
〔北海道、東京、愛知、大阪、福岡〕

株式会社 ERIアカデミー〔全国〕

技術技能講習センター株式会社  
〔青森、東京、神奈川、千葉〕

一般社団法人 日本ボイラ協会  
〔東京、岐阜、和歌山、広島、愛媛、熊本、大分〕

# 事前調査が終了したら・・・

## ●事前調査結果の記録作成・保存

記録にはいずれの方法で判断したか、その判断根拠として使用した書類を含めて記録するとよい。

「事前調査を行った者が調査者等に該当することを証明する書類」も併せて保存する。

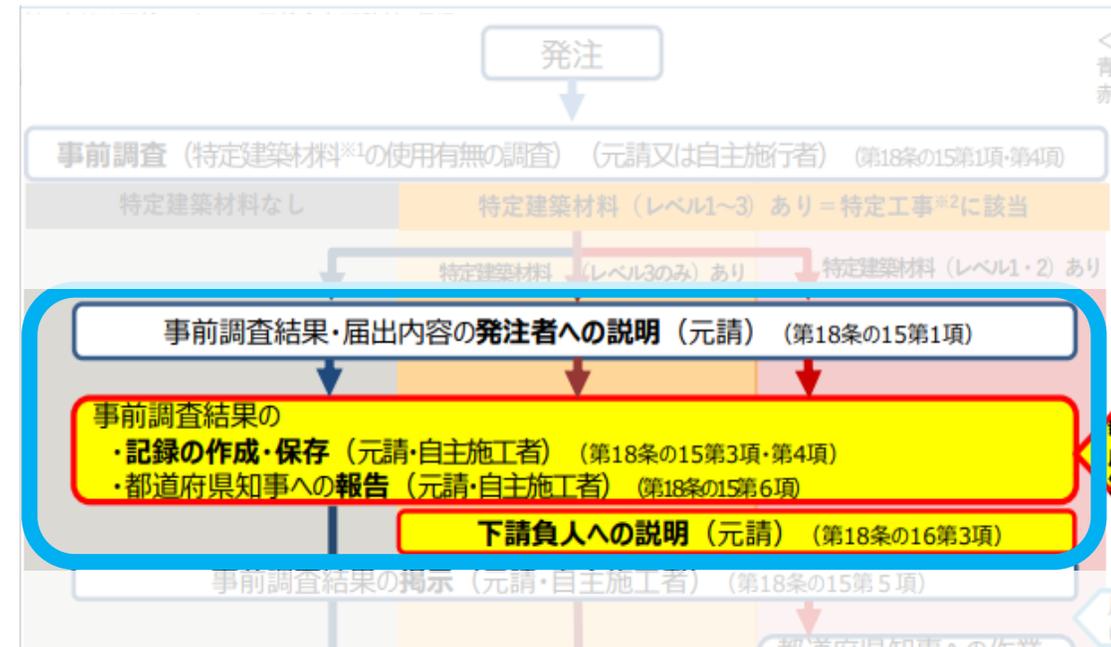
保存期間:解体等工事が終了した日から**3年間**

## ●施主(発注者)への調査結果説明

**書面により**事前調査結果の結果等を説明

## ●都道府県知事への報告

一定規模以上の解体等工事では、事前調査を行ったときは**遅滞なく**都道府県知事に報告する。



# 3 事前調査結果の報告について

報告の対象(大防法規則第16条の11第1項)

事前調査結果の報告が必要な工事



**解体工事**  
床面積合計80m<sup>2</sup>以上



**建築物の改造・補修工事**  
請負代金合計100万円以上  
(材料費・消費税を含む。)



**工作物※の解体・改造等工事**  
請負代金合計100万円以上  
(材料費・消費税を含む。)

※環境大臣が定めるものに限る

# 3 事前調査結果の報告について(留意事項)

作業対象の材料種類 (名称)

吹付け材	
石綿含有の有無 ?	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1: 目視 <input type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。) <input type="checkbox"/> 3: 分析 <input type="checkbox"/> 4: 建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5: 建築材料等の製造年月日
作業の種類	<input type="radio"/> 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input type="radio"/> 囲い込み
切断等の有無 ?	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
作業時の措置 ?	<input type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 隔離 (負圧なし) <input type="checkbox"/> 湿潤化 <input type="checkbox"/> 呼吸用保護具の使用
保温材	
石綿含有の有無 ?	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> みなし <input type="radio"/> 無
含有無しと判断した根拠	<input type="checkbox"/> 1: 目視 <input type="checkbox"/> 2: 設計図書 (4を除く。) <input type="checkbox"/> 3: 分析 <input type="checkbox"/> 4: 建築材料等の製造者による証明 <input type="checkbox"/> 5: 建築材料等の製造年月日
作業の種類	<input type="radio"/> 除去 <input type="radio"/> 封じ込め <input type="radio"/> 囲い込み
切断等の有無 ?	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
作業時の措置 ?	<input type="checkbox"/> 負圧隔離 <input type="checkbox"/> 隔離 (負圧なし) <input type="checkbox"/> 湿潤化 <input type="checkbox"/> 呼吸用保護具の使用

## 【作業対象の材料種類(名称)】

- 建築材料の種類は、**事前調査を行った種類のみ報告**  
(建築物等自体に使用されていない建材は記載の必要なし。)
- 仕上塗材は吹付け材ではなく、**「仕上塗材」の項目に入力**  
(令和2年の法改正により、仕上塗材は工法にかかわらず「仕上塗材」と整理された。)

## 元方(元請)事業者情報

事業者の名称 ? 必須	例) 厚労建設株式会社東京 全角(半角は英字のみ可)
代表者氏名 ?	例) 東京支店長 石綿 太

## 工事発注者情報

事業者の名称 ? 必須	例) 環境株式会社麹ヶ岡支店 全角(半角は英字のみ可)
代表者氏名 ?	例) 厚生 花子

## 【元方(元請)事業者情報】

## 【工事発注者情報】

法人の場合は、代表者(代表取締役、支店長等)の氏名も報告が必須

### 3 事前調査結果の報告について(留意事項)

解体の作業の対象となる床面積の合計	整数部分のみ m <sup>2</sup> 半角
解体工事又は改修工事の実施期間	YYYY/MM/DD ~ YYYY/MM/DD 半角
請負金額	億  万円 (税込) 半角
石綿に関する作業の開始時期	YYYY/MM 頃 半角
事前調査の終了年月日	YYYY/MM/DD 半角
分析による調査を行った箇所	例) 2階倉庫天井、3階床

#### 【解体作業の床面積】

解体工事の場合は報告が必須

#### 【請負金額】

改修工事等の場合は報告が必須

#### 【石綿作業の開始時期】

特定工事の場合は報告が必須

#### 【分析調査を行った箇所】

分析を実施した場合は報告が必須

# 3 事前調査結果の報告について(留意事項)

## 元方(元請)事業者の調査、分析を実施した者

事前調査を実施した者	
氏名?	<input type="text" value="例) 事前 一郎"/> 全角(半角は英字のみ可)
講習実施機関の名称?	<input type="text" value="〇〇センター、〇〇協会〇〇〇県支部、日本アスベスト調査診断協会 など"/> 全角
事前調査を行った者が受講した建築物石綿含有建材調査者講習登録制度の区分?	<input type="radio"/> 一般 <input type="radio"/> 特定 <input type="radio"/> 一戸建て等 <input type="radio"/> その他

分析調査を実施した者	
氏名?	<input type="text" value="例) 分析 次子"/> 全角(半角は英字のみ可)
所属する機関又は法人の名称	<input type="text" value="例) 石綿分析株式会社"/> 全角(半角は英字のみ可)
講習実施機関の名称?	<input type="text" value="日本作業環境測定協会、日本環境測定分析協会、日本繊維状物質研究協会 など"/> 全角

## 作業に係る石綿作業主任者

氏名?	<input type="text" value="例) 主任 次郎"/>
-----	---------------------------------------

### 【事前調査を実施した者】

建築物の場合、氏名・講習機関・登録区分の入力も必須

※建築着工日が平成18年9月1日以降の場合は不要

### 【分析調査を実施した者】

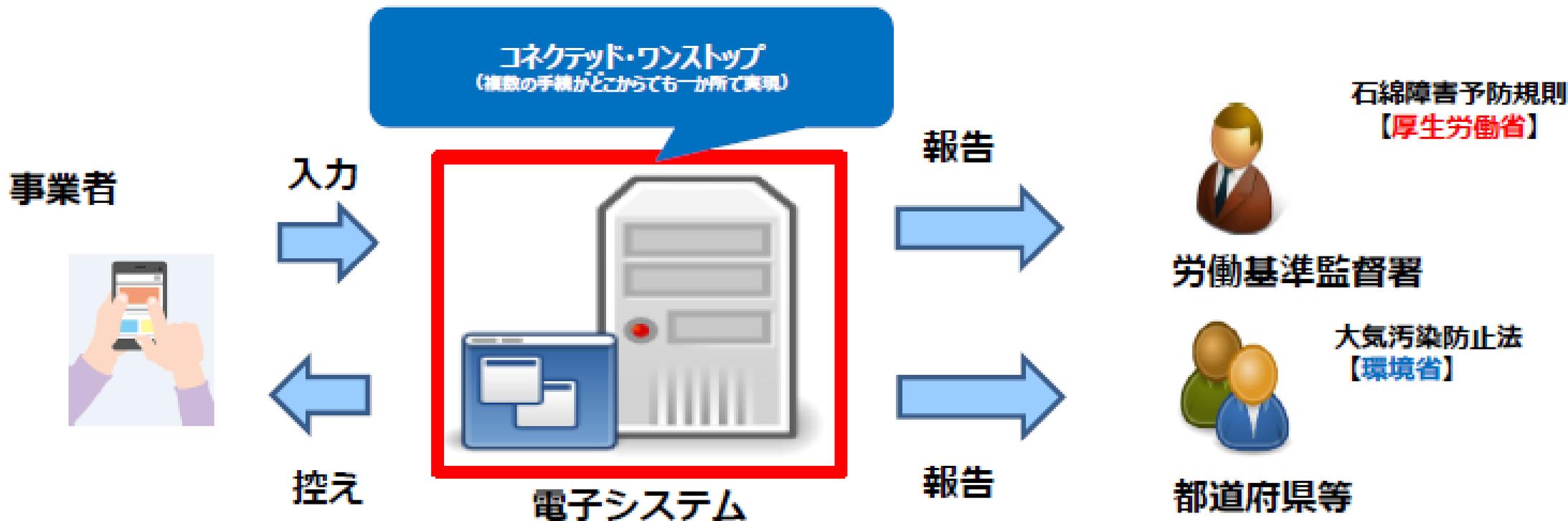
分析を実施した場合は報告が必須

※分析＝調査全般ではない。

# 3 事前調査結果の報告について

事前調査結果は、電子システム(Gビズ)により報告

「石綿事前調査結果報告システム」  
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



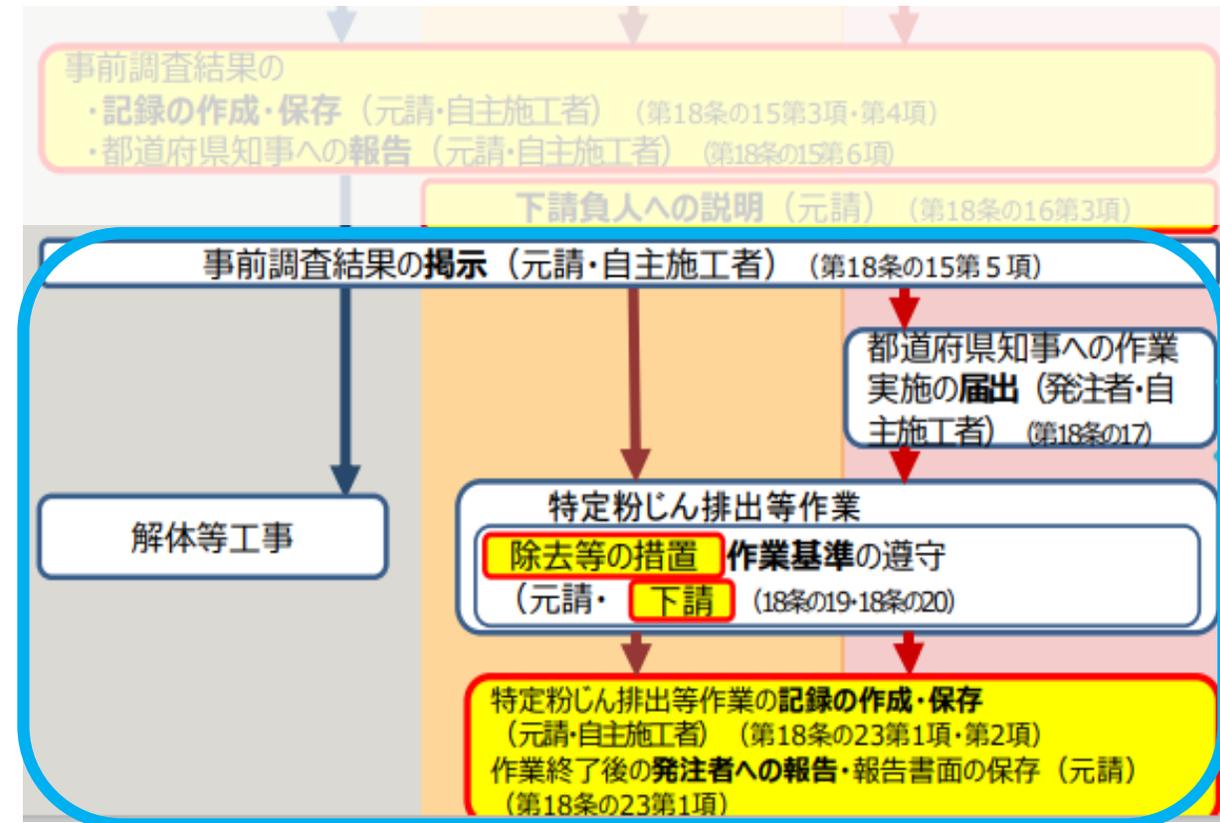
# 石綿除去作業にあたって・・・

- 作業計画の作成
- 届出(レベル1・2相当の場合)
- 事前調査結果の掲示、現場への備え置き
- 作業基準の遵守
- 作業実施状況の記録作成・保存
- 取り残し等の確認

調査者等または石綿作業主任者が取り残しがないこと等を確認する。

- 作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存

結果を書面で施主(発注者)に報告し、報告書面を保存する。



# 4 石綿除去作業にあたっての留意事項

## 事前調査結果の掲示

- **全ての解体等工事**で掲示が必要
- 周辺住民・作業者の両方に見えやすい位置に掲示
- 日本工業規格**A3判**(29.7cm × 43cm)以上
- 記載事項を網羅していれば、大防法と石綿則の掲示を兼ねても良い。

記載例		建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
<p>予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告<sup>注1)</sup>、労働安全衛生法第88条第3項(労働第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。</p> <p>石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>			
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所			
届出先及び届出年月日	東京○○労働基準監督署	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者
	東京(都)道・府・県 ○○市(区)	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
	調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
	看板表示日	令和○○年○○月○○日	住所
	解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	東京都○○区○-○
	石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)			元請業者(工事の施工者かつ調査者)
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査			氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
【調査箇所】建築物全体(1階~4階)			○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)			
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)			住所
【石綿含有あり】			東京都○○区○-○
1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル			現場責任者氏名
1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし)			○○ ○○
エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル			連絡場所 TEL
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照			03-x x x-x x x x
1~4階 トイレ内PS 保温材③			○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤			調査を行った者(分析等の実施者)
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			氏名又は名称及び住所
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去、囲い込み・封じ込め・その他		事前調査・試料採取を実施した者
機種・型式・設置数	機種:集じん・排気装置・型式:○○○-2000・設置数:○台		①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○
排気能力(m <sup>3</sup> /min)	○○m <sup>3</sup> /min(1時間あたりの換気回数4回以上)		分析を実施した者
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルタ・補修効率:99.97%・粒子径:0.3µm		②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○・固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床0mm、その他0mm)・接着テープ等		その他事項
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 <sup>注2)</sup> (例)板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 <sup>注2)</sup>		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す
備考:その他の条例等の届出年月日	○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)		①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上  
注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(p.115)

# 4 石綿除去作業にあたっての留意事項

## 作業基準について

[作業基準の例] (大気汚染防止法第18条の14、同法施行規則第16条の4第6項)	
特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸 カルシウム板第1種	※除去時は①、②またはこれと同等以上の措置(※1)を講ずること
	①切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	②①の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること (1)除去部分の周辺を事前に養生すること (2)除去する建材を薬液等により湿潤化(※2)すること
	③除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること(②(1)の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)
その他の石綿含有 成形板等	①切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
	②①の方法による除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化(※2)すること
	③除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

※1…同等以上の効果を有する措置:負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※2…薬液等による湿潤化:薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

★石綿障害予防規則に基づく、作業方法(作業基準)についても遵守してください。

# 5 その他

環境省ホームページから、Gビズに入力したデータを活用して、以下の様式を作成することができます。

※参考様式であるため、大防法で定める項目の記載があれば独自様式でも構いません

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_87.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html)

<https://www.env.go.jp/content/000066308.xlsm>

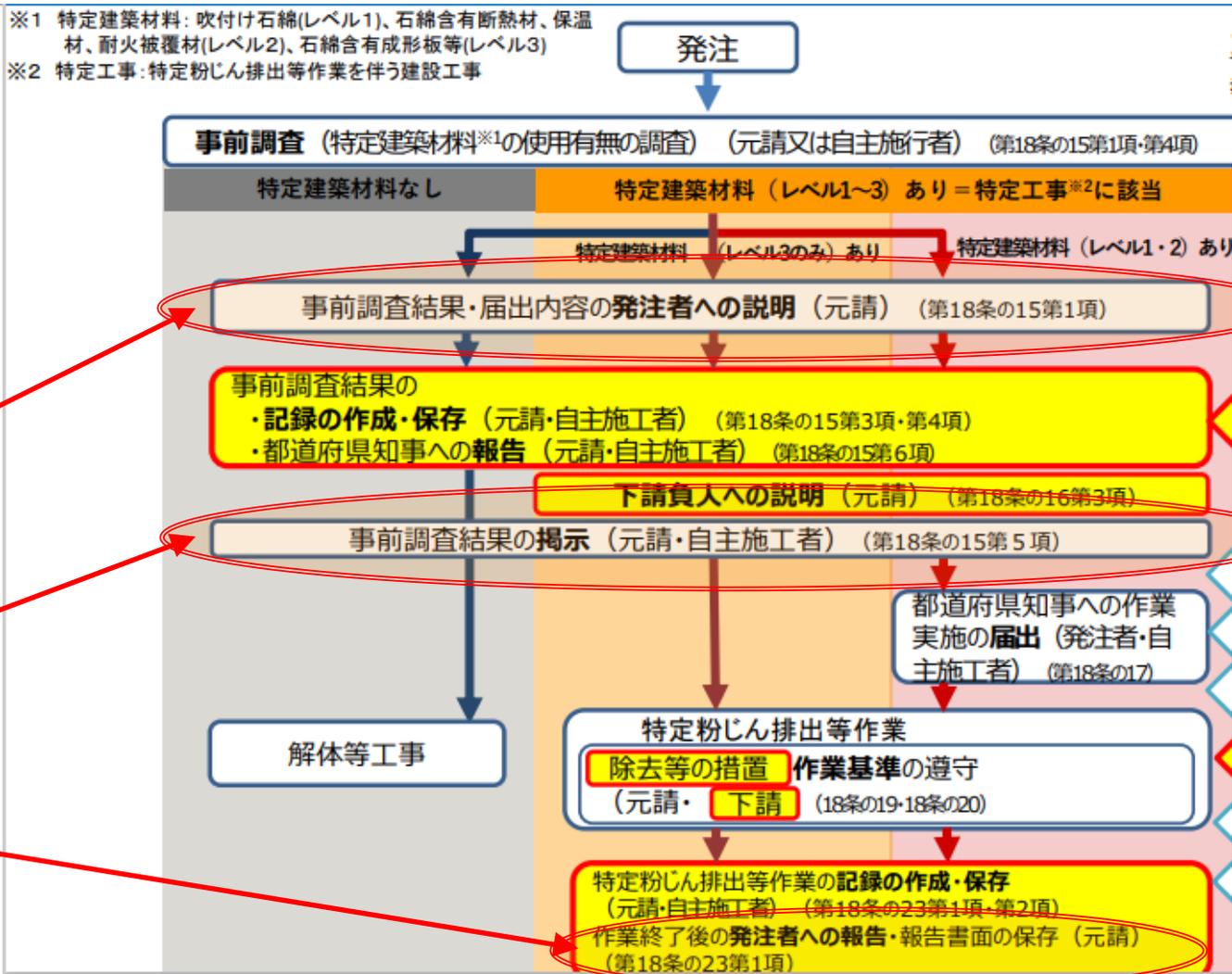
(様式)

・解体等工事に係る事前調査説明書

・建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

・特定粉じん排出等作業完了報告書

※1 特定建築材料: 吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)  
 ※2 特定工事: 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事



# 5 その他

解体等工事を行う現場市町	届出窓口	解体等工事を行う現場市町	届出窓口
桑名市、いなべ市 木曾岬町、東員町	桑名地域防災総合 事務所環境室	松阪市、多気町 明和町、大台町	松阪地域防災総合 事務所環境室
菰野町、朝日町 川越町	四日市地域防災総合 事務所環境室	伊賀市、名張市	伊賀地域防災総合 事務所環境室
四日市市 (R4.4.1～市内の作業 全て市が窓口に)	四日市市 環境部環境政策課	伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町 南伊勢町	南勢志摩地域活性化局 環境室
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿地域防災総合 事務所環境室	尾鷲市、紀北町	紀北地域活性化局 環境室
津市	津地域防災総合 事務所環境室	熊野市、御浜町 紀宝町	紀南地域活性化局 環境室



ありがとうございました。